

消費税の課税事業者

- 消費税の課税事業者の判定は、以下が基本になります。
- 次ページ以降で、それぞれの場合の例示がありますのでご覧下さい。

設立1期目の場合

- ①、②のいずれかに該当すれば、課税事業者となります。
- ①事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上
 - ②消費税課税事業者選択届出書を提出している

設立2期目の場合

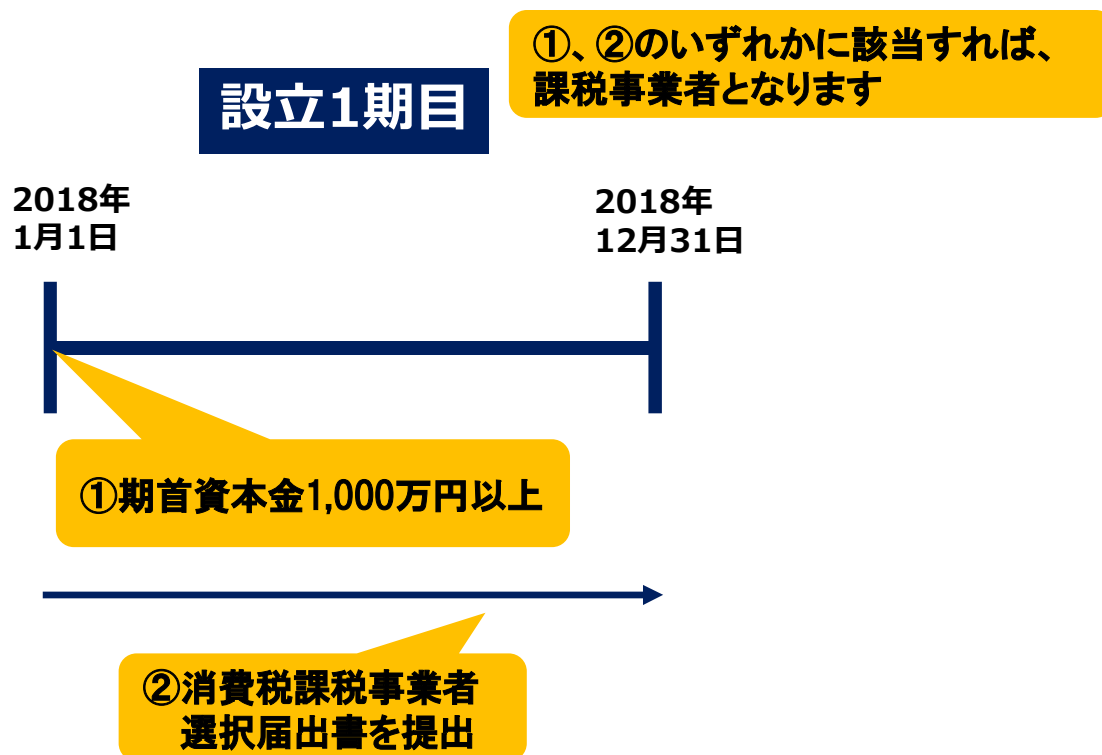
- ①～③のいずれかに該当すれば、課税事業者となります。
- ①事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上
 - ②前事業年度開始の日以後6か月間の期間の課税売上高が1,000万円を超えている、かつ、同期間の給与等支払額が1,000万円を超えている
 - ③消費税課税事業者選択届出書を提出している

設立3期目以降の場合

- ①～③のいずれかに該当すれば、課税事業者となります。
- ①前々事業年度における課税売上高が1,000万円を超えている(前々事業年度が1年でなければ、1年相当に換算した金額で判定)
 - ②前事業年度開始の日以後6か月間の期間の課税売上高が1,000万円を超えている、かつ、同期間の給与等支払額が1,000万円を超えている
 - ③消費税課税事業者選択届出書を提出している

設立1期目の場合

- ①、②のいずれかに該当すれば、課税事業者となります。
- ①事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上
 - ②消費税課税事業者選択届出書を提出している



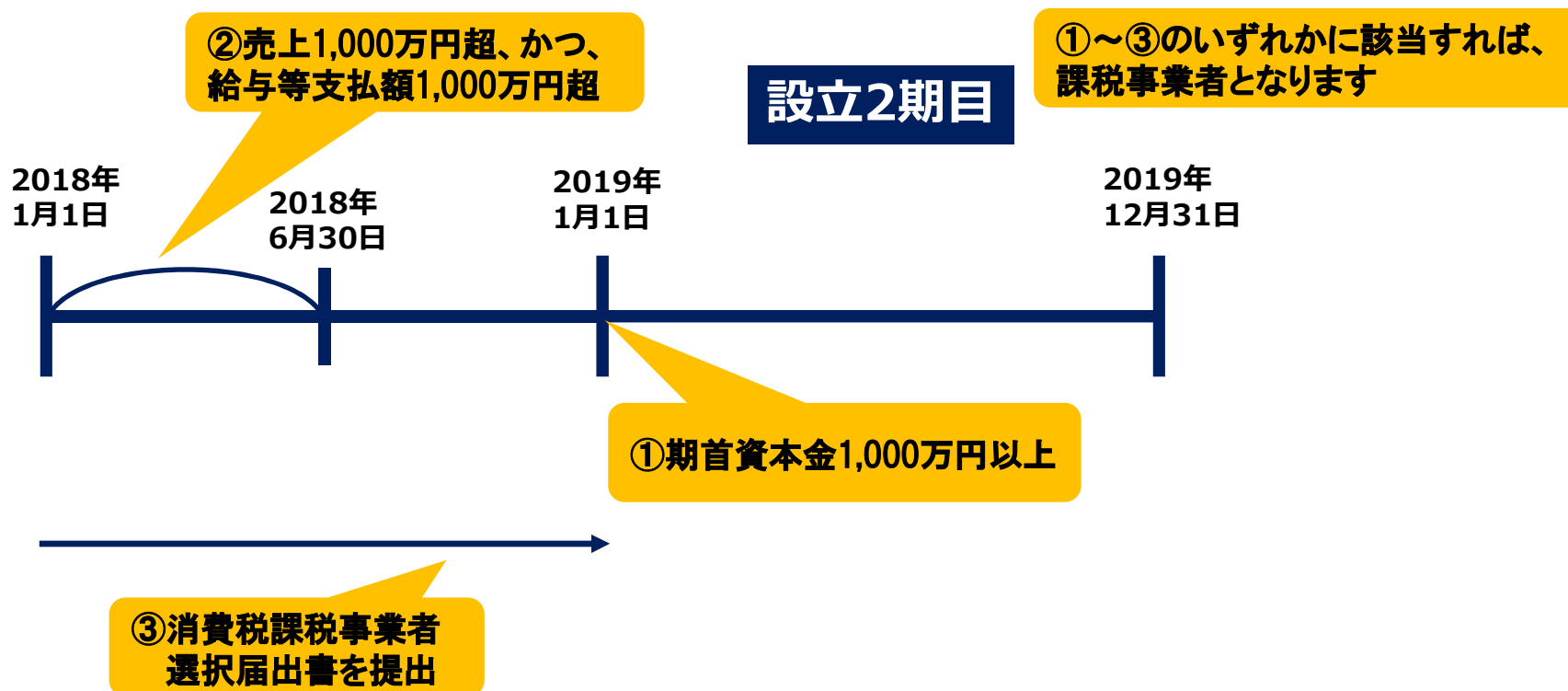
設立2期目の場合

①～③のいずれかに該当すれば、課税事業者となります。

①事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上

②前事業年度開始の日以後6か月間の期間の課税売上高が1,000万円を超えている、かつ、同期間の給与等支払額が1,000万円を超えている

③消費税課税事業者選択届出書を提出している



設立3期目以降の場合

①～③のいずれかに該当すれば、課税事業者となります。

①前々事業年度における課税売上高が1,000万円を超えている(前々事業年度が1年でなければ、1年相当に換算した金額で判定)

②前事業年度開始の日以後6か月間の期間の課税売上高が1,000万円を超えている、かつ、同期間の給与等支払額が1,000万円を超えている

③消費税課税事業者選択届出書を提出している

